

陳 情 文 書 表

平27陳情第17号	平成27年12月8日受理
件 名	市職員による背信行為、不作為の行為、隠ぺい行為を調査し市長に懲戒処分の要請を求める陳情
陳情者	秦野市今泉945-3 福島順一（峰の台臭気対策委員）
陳 情 の 要 旨	
<p>訴えの項目</p> <p>1、平成27年2月21日第5回今泉地区の臭気問題に係る意見交換会での録音の中止と議事録の不実記載</p> <p>2、平成27年3月13日秦野市長宛で行政が作成した文書に組合長の個人印捺印事実</p> <p>3、平成27年4月13日提出の第6回意見交換会の不履行（実施されていない）</p> <p>4、平成27年8月6日の利用組合、自治会との意見交換会での農産課課長の途中退席</p> <p>5、施設内堆肥の総量の不実記載と不作為な調査[8/8]</p> <p>6、臭気調査の不作為、見逃しと臭気測定の不法な規制</p>	
<p>訴えの事実関係</p> <p>第5回今泉地区の臭気問題に係る意見交換会の翌々日に議事録と録音の公開請求をし、3月5日に受取確認しました。農産課課長補佐に録音の中止原因を求めましたら、故障、電池切など曖昧な回答につき翌6日に文書法制課立会で検証させて頂きました[4/8]が、別段な異常は確認できませんでした。議事録中に不実記載など不明確な部分[2・3/8]が多々あり、録音の中止も含めやり直しをお願いし、第6回意見交換会[7/8]の要望をしました。</p> <p>農産課課長にまかせてほしいと言われ、受領印ももらはず、いまだ交換会が実行されず（8月6日の農産課課長が途中退席された意見交換会がそれに当たるのでしょうか）にいます。後日、分かったのですが（8月4日の公開請求通知書）、3月13日に市長あてに協議内容の報告[5/8]として、今泉堆肥利用組合長の個人印捺印で提出されています。（農産課課長は</p>	

役所がタイプで代筆し、押印いただいたと言っています）最悪なのは、8月6日の利用組合・自治会との意見交換にて「敷地境界で臭気指数15以内は約束できないが、今以上に悪臭が発生した時は、施設を使用している者の変更も考えている」等々の意見が出されました。行政側が誰も居られず解散しました。11月24日、環境産業部長に所管の副市長との面談を要望し、お約束をいただきましたがいまだにお会いし、本事項のお伝えができずしております。

陳情事項

- 1 上記の訴えの内容を精査いただきたい。
- 2 秦野市長に懲戒処分の要請をしていただきたい。